

議員提出第18号

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書
吉川市議会会議規則第13条の規定により、上記意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月14日

提出者 吉川市議会議員 岩田 京子

賛成者 吉川市議会議員 雪田 きよみ

〃 濱田 美弥

吉川市議会議長 中 嶋 通 治 様

提 案 理 由 口 頭

柔軟仕上げ剤等家庭用品に含まれる香料の成分表示等を求める意見書

化学物質過敏症が 2009 年に病名リストに追加され、保険適用となって以降、病名については社会的認知がされてきていますが、その病状に対する理解は不十分な状況がみられます。最近では、家庭で使用する柔軟剤仕上げ剤や消臭剤等に含まれる香料の成分に起因し、頭痛、吐き気等の健康被害を訴える人が増えています。自分自身が使わなくても、他人が使っているものに反応し、学校や職場に行けなくなる等状況は深刻です。2017 年、日本消費者連盟が開設した「香害 110 番」には 2 日間で 213 件もの相談や苦情が寄せられました。

日本石鹼洗剤工業会は「品質表示自主基準」を改訂し、商品の容器包装等に適正使用量を守る旨の表示をすることとなりましたが、問題は使用量のみでなく、製品成分が消費者に知らされていないことです。

欧州連合（EU）では化粧品規制でアレルゲンであることが明白な 26 種について物質名を表示するように定め、配合量も規制しています。また、多国籍企業ユニリーバではアメリカ法人もヨーロッパの法人も自社のパーソナルケア製品の香料・原料成分の情報を開示することとしています。

埼玉県では香料自粛を求める「香りのエチケット」のポスターを作成し、県内自治体に配布しています。当市もそれを受けて公共施設にポスターを掲示し啓発に取り組んでいます。日本においても国民の健康を守るために、香料成分の表示など、香料の安全性に対する実効性ある法的規制を行うべきです。子ども達にとっても、誰にとっても安心して暮らすことができるよう以下の点を求めます。

記

- 1 柔軟仕上げ剤等の香料の成分に起因し、健康被害がでて苦しんでいる人がいることの周知徹底と、香料自粛の啓発をすること。
- 2 柔軟剤仕上げ剤、消臭剤等を「家庭用品品質表示法」の指定品目とすること。
- 3 香料の成分表示を義務付けること。
- 4 国民生活センターに被害の状況に合わせた専門窓口を設置するとともに、都道府県においても相談窓口を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月14日

埼玉県吉川市議会

提出先

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）